

福祉用具貸与（介護予防）サービス利用契約書

（以下「契約者」という。）とケアパートナーヨシイ彦根（以下「事業者」）は、（以下「利用者」という。）に対して事業者が行う福祉用具レンタルサービスについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者が適切な福祉用具を用いてその心身の機能を補い、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、福祉用具レンタルサービスを提供します。

第2条（福祉用具レンタルサービス）

- 1、本契約において「福祉用具レンタルサービス」とは、事業者が専門的知識に基づいて適切な福祉用具の選定に関する相談・助言を行い、利用者に応じて選定されたレンタル商品を貸与するサービスをいうものとします。
- 2、本契約において「福祉用具」とは、利用者の心身の機能を補い又はその介護に必要な福祉機器・介護用品をいうものとします。
- 3、事業者が利用者に対して実施する福祉用具レンタルサービスの内容は、契約期間、費用等の事項は、〔レンタルサービス利用契約書〕に定めるとおりとします。

第3条（サービス従事者）

- 1、本契約において「サービス従事者」とは福祉用具専門相談員等、事業者が福祉用具レンタルサービスを提供するために使用する者をいうものとします。
- 2、事業者は、福祉用具に関する専門知識を有し、契約者及び介護者等に対して適切な相談・援助等を行うことのできるサービス従事者を選任し、福祉用具レンタルサービスの提供にあたるものとします。

第4条（レンタル商品の選定・変更、提供の中止）

- 1、事業者は、レンタル商品の選定にあたって、福祉用具専門相談員によって利用者の心身・生活の状況、福祉用具を設置・使用する環境等について聴取するものとします。
- 2、事業者は、前項の聴取に基づいて、契約者又は介護者に対して適切な福祉用具について説明を行い、契約者及び介護者等と協議してレンタル商品を選定します。この場合に、事業者は必要に応じて利用者の主治医等に助言・指導を求めることがあります。
- 3、事業者は契約者の要請に応じて、レンタル商品の使用状況並びに利用者の心身・生活の状況等を確認するものとします。
- 4、前項の結果又は医師・居宅介護支援事業所の助言・指導に基づいて、レンタル商品の変更もしくは提供中止の必要があると認められた場合には、事業者は契約者及び介護者等と協議してレンタル商品を変更し又はその提供を中止するものとします。但し、本契約に基づく福祉用具レンタルサービスの提供について居宅サービス計画が作成されている場合には、事業所は居宅介護支援事業者に対して居宅介護計画の変更を要請するものとします。
- 5、契約者及び介護者等は、レンタル商品の選定・変更等に関する主治医・医療機関その他関係機関との連携（助言・指導等）について、事業者に協力するものとします。

第5条（契約者、介護者の義務）

- 1、契約者は、レンタル商品について定められた使用方法及び使用上の注意事項を遵守するものとし、利用者

及び介護者に定められた使用方法及び使用上の注意事項を遵守させるものとします。

- 2、契約者及び利用者は、事業者の承諾を得ることなくレンタル商品の仕様変更、加工改造等を行うことはできません。
- 3、契約者及び利用者は、事業者の承諾を得ることなく本契約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し又は転貸することはできません。
- 4、契約者は、利用者の転居、入院・死亡など、レンタルの商品の利用状況に変更があった場合には、速やかに事業者へ通知するものとします。

第6条（レンタル商品の納品）

- 1、事業者は、レンタル商品を利用者へ引き渡すにあたって、サービス従事者によって組立・設置を行い、レンタル商品の作動具合及び利用者への適合状況を確認するものとします。
- 2、事業者はレンタル商品を利用者へ引き渡すにあたって、契約者・利用者又は介護者等に対してレンタル商品の使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等を説明するものとします。

第7条（レンタル商品の修理・交換・購入への切り換え・商品変更）

- 1、契約者もしくは利用者は、本契約に定められたレンタル商品と異なる機種が納品され、又は使用中のレンタル商品について故障・破損が発生したことを発見した場合には、速やかにこれを事業者へ通知し、事業者は当該レンタル商品について修理又は交換を行うものとします。
- 2、前項の修理・交換に伴う費用は原則として事業者が負担するものとします。但し、契約者側の事情によりレンタル商品の交換・変更を希望する場合又は契約者もしくは介護者等が事業所もしくはサービス従事者の指示・説明に反してレンタル商品を使用したために故障・破損が発生した場合には、この費用は契約者が負担するものとします。
- 3、レンタル商品のご購入への切り換えは致しません。ご了承下さい。
- 4、レンタル期間中の商品の変更
 - ① 同じ種目の商品への変更の場合
 - a、その月の15日以前までに変更した場合は、変更後の商品の月額レンタル料が適用されます。
 - b、その月の16日以降に変更した場合は、変更前の商品のレンタル料が適用されます。
 - ② 違う種目への変更の場合
現在契約中の商品を解約していただき、新たな商品について契約させていただきます。

第8条（その他の義務）

- 1、事業者は、利用者に対する福祉用具レンタルサービスの実施についてサービス提供記録を作成し、5年間は保管するとともに、契約者もしくは代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。
- 2、事業者は、福祉用具レンタルサービスの提供のために準備した福祉用具及びその消毒・保管点検・運搬について、安全衛生をふまえ適切な管理を行うものとします。

第9条（守秘義務）

- 1、事業者及びサービス従事者は、正当な理由がない限りその業務上知り得た契約者又はその家族の秘密を漏らしません。
- 2、事業者は、サービス従事者が退職後、在職中知り得た契約者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3、事業者は、契約者の個人情報を用いる場合は契約者の同意を、契約者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得ない限り、サービス従事者に契約者の家族の個人情報を用いさせません。

第10条（サービス利用料金）

- 1、契約者は、事業者に対して所定の料金体系に基づいて計算されたサービス利用料金を支払うものとします。
- 2、本契約に基づく福祉用具レンタルサービスの利用について、公的介護保険の適用がある場合には、契約者は、サービス利用料金から保険給付額を差し引いた差額分をサービス利用料金として支払うものとします。
- 3、サービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 4、「福祉用具貸与（介護予防）サービス利用契約書」に記載のレンタル料単価（月額）については、契約締結時点における消費税を加算した金額であり、法改正等により消費税率が変更となった場合には、税率の変更に合わせて単価（月額）が自動的に修正されるものとします。

第11条（料金体系の変更）

- 1、事業所は、やむを得ない事情により所定の料金体系を変更した場合には、本契約の有効期間中であっても契約者に対してサービス利用料金の増額又は減額を求めることができます。この場合、事業者は契約者に対して、1ヶ月前に文書をもって通知するものとします。
- 2、契約者は、前項の変更を了承することができない場合には、本契約を解除することができます。
- 3、前項の場合に、契約者は、契約解除日までの料金算定方式に応じて所定のサービス利用料金を事業所に支払うものとします。

第12条（契約者による中途解約）

- 1、契約者は、レンタル商品が不要となった場合には、契約の有効期間中であっても、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する1週間までに事業者へ通知するものとします。但し、利用者の入院等、契約を継続することができない特別な事情が生じた場合には、通知日をもって本契約を解約することができます。
- 2、前項の場合に契約終了月について既に支払われた利用料金は、返還されないものとします。

第13条（契約の解除）

- 1、契約者は、事業者が以下の事由に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なく本契約に定める福祉用具レンタルサービスを実施せず、契約者又は利用者の請求にもかかわらずこれを実施しようとししない場合。
 - ② 事業者が第9条に定める守秘義務に違反した場合。
 - ③ 事業者が、契約者・利用者又は介護者等の生命・身体・財産・信用等を傷付け、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
 - ④ 事業者が破産した場合。
- 2、前項第2号、第3号及び第4号の場合には、契約者は、契約解除日までの料金算定方式に応じて所定のサービス利用料金を事業者へ支払うものとします。
- 3、事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - ① 契約者によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、事業者の相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
 - ② 契約者・利用者もしくは介護者等が第5条に定めた義務に違反し、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情がみとめられる場合。
 - ③ レンタル商品の利用場所が事業者のサービス区域外へ移転する場合。
- 4、前項第1号及び第2号の場合に、契約者は契約が終了する利用月について所定のサービス利用料金を事業者へ支払うものとします。また、前項第3号の場合には、契約者は、契約解除日までの料金算定方式に応じて所定のサービス利用料金を事業者へ支払うものとします。

第14条（契約の終了）

契約の有効期間中、以下の事由が生じた場合には、本契約は終了するものとします。

- ① 利用者が死亡した場合。
- ② 地震・噴火等の天災その他契約者の責に帰すべからざる事由によりレンタル商品が消失又は破損し使用できなくなった場合。

第15条（レンタル商品の回収）

- 1、事業者は、本契約の終了又はレンタル商品の交換・変更等により契約者からレンタル商品の回収依頼を受けた場合には、速やかにレンタル商品を回収するものとします。
- 2、前項の場合に、契約者は契約終了日又は回収依頼日までの料金算定方式に応じて所定のサービス利用料金を支払うものとします。
- 3、レンタル商品の利用場所が事業者のサービス区域外にある場合には、契約者は事業者に別途費用（回収料金）を支払うものとします。

第16条（事業者の損害賠償責任）

事業者は、レンタル商品の故障・欠陥により、もしくは福祉用具レンタルサービスの実施にともなって、又は、第9条に定める守秘義務に違反して、契約者・利用者又は介護者等の生命・身体・財産・信用等を傷付けた場合には、その損害を賠償するものとします。

第17条（損害賠償がされない場合）

福祉用具レンタルサービスの実施に伴って、事業者の責に帰すべからざる事由によって生じた損害は賠償されません。とりわけ、以下の事由に該当する場合には、事業者は損害賠償義務を負いません。

- （ア）契約者が、利用者の疾患・心身状態及び福祉用具の設置・使用環境等、レンタル商品の選定事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
- （イ）利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施した福祉用具レンタルサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- （ウ）契約者・利用者又は介護者等が、事業者及びサービス従事者の指示・説明に反し又は第5条第項の定め反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

第18条（契約者の損害賠償責任）

事業者は、契約者の故意又は過失（第5条大項及び第2項に定める義務の違反を含む）によってレンタル商品が消失し、又は回収したレンタル商品について通常に使用状態を超える極度の破損・汚損等が認められる場合は、契約者に対して補修費もしくは弁償相当額の支払いを請求することができます。

第19条（代理人）

代理人は、契約者と連帯して、本契約に基づいて生じる契約者の債務について、負担するものとします。

第20条（協議事項）

本契約に疑義が生じた場合、又は本契約に定められていない事項が生じた場合には、契約者と事業者は誠意をもって協議のうえ、解決に努めるものとします。

第21条（契約期間・更新）

本契約の有効期間は契約締結の日から6ヶ月間とします。契約期間満了の1週間前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、この契約はさらに6ヶ月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者及び代理人が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

- ①車椅子 ②車椅子付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器
⑦手すり ⑧スロープ ⑨歩行器 ⑩歩行補助杖 ⑪認知性老人徘徊感知器 ⑫移動リフト
⑬自動排泄処理装置

レンタル商品及び利用料	種目	品 名	利用料 (10 割)	利用者負担	備 考
	合 計				

納品時に、福祉用具の使用方法と事故防止の為の注意事項について、取り扱い説明書を受け取り確認し、使用しながら説明を受けました。

令和 年 月 日 氏 名 印

上記の通り、福祉用具貸与の契約を締結します。

令和 年 月 日

契約者住所 電話 ()

(御利用者本人)

氏 名 印

代理人住所 電話 ()

氏 名 印

事 業 者	住 所	滋賀県彦根市小泉町387-2
	法 人 名	有限会社セイファ
	事業所名	ケアパートナーヨシイ彦根
	代表者名	吉 井 大 祐
	電 話	0749-26-3146
	F A X	0749-26-3145